

平塚市中央図書館窓口等業務委託に係るプロポーザル実施要領

1 目的

本要領は、平塚市が実施する平塚市中央図書館窓口等業務委託の受託者候補を、プロポーザル方式で選定するにあたり必要な事項を定めるものです。

2 業務概要

(1) 業務件名

平塚市中央図書館窓口等業務委託

(2) 業務内容

別紙「平塚市中央図書館窓口等業務委託仕様書」のとおり

(3) 業務委託の期間

本件の委託期間は、令和2年4月1日から令和5年3月31日までとします。

(4) 対象施設

平塚市中央図書館（移動図書館を含む） 平塚市浅間町12-41

(5) 提案上限額

239,139,000円

提案上限額は3年間の業務委託総額経費（消費税及び地方消費税を含む）とします。

(6) 事務局

平塚市教育委員会社会教育部中央図書館

住所：〒254-0041 平塚市浅間町12-41

電話：0463-31-0415

FAX：0463-31-9984

電子メール：library@city.hiratsuka.kanagawa.jp

※本件に関する質問票、参加表明書等の提出、その他お問合せについては、上記電子メールアドレスへお願いします。

担当：高橋、松浦、田畑

3 実施要領等

(1) 交付期間

令和元年10月23日（水）～令和元年10月30日（水）

(2) 交付物

ア 平塚市中央図書館窓口等業務委託に係るプロポーザル実施要領（本紙）

イ 平塚市中央図書館窓口等業務委託仕様書

ウ 平塚市中央図書館窓口等業務委託に係るプロポーザル審査要領

エ 平塚市中央図書館窓口等業務委託に係るプロポーザル審査項目及び評価内容

オ プロポーザル参加表明書

カ プロポーザル参加辞退届

キ 現場説明会参加者名簿

ク 質問書

(3) 交付方法

ア 平塚市図書館ホームページからのダウンロード

イ 平塚市中央図書館貸出室及びこども室窓口での配付

4 参加者の資格要件

本件に参加しようとする者は、次の要件をすべて満たす者としてします。

- (1) 平塚市競争入札参加資格者名簿に登録が認められている者であること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4に掲げる者でないこと。
- (3) 公募日から入札参加資格確認通知日までの間に、平塚市一般競争入札参加停止及び指名停止等措置要領に基づく停止措置を受けていない者であること。
- (4) 平塚市暴力団排除条例（平成23年平塚市条例第9号）に定める暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者でないこと。
- (5) 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第23条第1項又は第2項の規定に違反しない者であること。
- (6) 2年以内に銀行取引停止処分を受けている者でないこと。ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続（以下「更生手続又は再生手続」という。）の開始決定を受けた後、再度「(1)」に規定する入札参加資格を有することとなった者を除く。
- (7) 前6箇月以内に不渡手形又は不渡小切手を出していない者であること。ただし、更生手続又は再生手続の開始決定を受けた後、再度「(1)」に規定する入札参加資格を有することとなった者を除く。
- (8) 債務不履行により所有する資産に対し、仮差押命令、差押命令、保全差押又は競売手続の開始決定がなされている者でないこと。
- (9) 国税、地方税のいずれも滞納している者でないこと。
- (10) 現場説明会に参加している者であること。
- (11) プライバシーマークを取得している者であること。
- (12) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）に基づく業務改善命令を受けていない者であること。ただし、過去に業務改善命令を受け、現在解除されている者は除く。

5 現場説明会

プロポーザルに際し、平塚市から委託事業に関する現場説明会を行います。現場説明会に参加する者は、「現場説明会参加者名簿」に必要事項を記載して持参してください。

なお、現場説明会への参加は本プロポーザルの資格要件となります。

- (1) 日 時： 令和元年10月30日（水）13時30分
- (2) 集合場所： 平塚市中央図書館 3階 ホール

- (3) 説明場所： 平塚市中央図書館並びに移動図書館事務室及び書庫
(4) 参加人数： 1 者あたり 2 名までとする。

6 参加表明（資格要件審査）

プロポーザルに参加を希望する者は次のとおり書類を提出してください。

(1) 提出物

ア プロポーザル参加表明書 1 部

(2) 提出方法

(1) に記載のある提出物を事務局宛に電子メールで提出してください。

なお、送達確認のため、電子メール送信後は必ず事務局宛に電話で連絡してください。

(3) 提出期限

令和元年 10 月 31 日（木）12 時（必着）

(4) 審査結果通知

参加表明書及び現場説明会への参加に基づき、参加資格の可否を審査したうえで、令和元年 11 月 1 日（金）12 時までに参加申込みがあった事業者に対して電子メールで可否を通知します。この資格要件審査に合格した事業者を選考の対象とします。

7 質問受付

資格要件審査に合格した事業者は、下記の質問受付期間中に、本件に対して質問をすることができます。質問方法等は次のとおりとします。

(1) 質問受付期間

令和元年 11 月 1 日（金）15 時～令和元年 11 月 8 日（金）17 時（必着）

(2) 質問方法

質問書に必要事項を記入し、事務局宛に電子メールで質問してください。電話、面談等による質問は受け付けません。

なお、送達確認のため、電子メール送信後は必ず事務局宛に電話で連絡してください。

(3) 回答方法

全質問に対する回答を一括して、令和元年 11 月 15 日（金）に、平塚市図書館ホームページ上に公開します。このとき、質問をいただいた事業者名は記載しません。

(4) その他

質問期間以外のお問合せは一切受け付けません。

回答に合わせて、補足説明資料を平塚市図書館ホームページ上に公開する場合がありますので、あらかじめ御了承ください。

8 提案

(1) 提出物

副本については事業者の特定が可能な情報は入れないでください。

ア 提案書 正本 1 部 副本 8 部

イ 会社概要 正本1部 副本8部

ウ 見積書及び見積内訳書 正本1部 副本8部

(2) 提案書の作成方法

ア 「平塚市中央図書館窓口等業務委託仕様書」をすべて網羅した内容の提案を記載してください。

イ 「平塚市中央図書館窓口等業務委託に係るプロポーザル実施要領」(本紙)及び「平塚市中央図書館窓口等業務委託仕様書」に基づき、仕様書の項目の順番に沿うように記載し、提案書を作成してください。

ウ 次のものも提案書に含めてください。

- ・平成28～30年度における人口25万以上の自治体で1館の年間貸出点数が65万点以上の図書館業務の受託実績(自治体及び図書館の名称を記載してください)
- ・委託業務開始までのスケジュール
- ・平塚市中央図書館開館日における業務従事者配置表
- ・平成28～30年度の各年度の入社1年未満(団体においては加入1年未満)の業務従事者の離職率

エ 提案書の形式は次のとおりとします。

- ・用紙サイズはA4とすること。別紙にて添付する資料がある場合はA3も可とする。
- ・判読困難なサイズの文字などが生じないように配慮すること。
- ・各項目の内容は具体的に記載し、専門用語の使用はできるだけ避けて標準的な用語を用い、わかりやすく説明すること。

(3) 提出方法

(1)に記載のある提出物を事務局宛に持参、又は簡易書留郵便(定形外郵便物の制限を超える場合はゆうパック)で提出してください。

(4) 提出期限

令和元年12月4日(水) 17時(必着)

9 参加辞退

参加表明書の提出後、参加を辞退する場合は次のとおり書類を提出してください。

(1) 提出物

ア プロポーザル参加辞退届 1部

(2) 提出方法

(1)に記載のある提出物を事務局宛に電子メールで提出してください。

なお、送達確認のため、電子メール送信後は必ず事務局宛に電話で連絡してください。

(3) 提出期限

令和元年12月4日(水) 17時(必着)

(4) 参加辞退届の未提出

期限内に提案書の提出がなく、かつ参加辞退届が提出されなかった場合は、次回平塚市図書館が行う業務委託選定には参加出来ないものとします。

10 プレゼンテーション（提案説明）

(1) 実施日及び会場

ア 日 付： 令和元年12月16日（月）

イ 会 場： 平塚市中央図書館 3階 ホール

ウ 時 間： 参加者に対し、個別に通知します。

エ その他： プレゼンテーションの詳細は時間の通知と併せて12月上旬までにお知らせします。

11 審査

(1) 審査方法

参加者が提出した提案書等及びプレゼンテーションに基づき、審査委員会が選考します。

(2) 審査基準

「平塚市中央図書館窓口等業務委託に係るプロポーザル審査項目及び評価内容」に基づき審査します。

なお、審査に係る評価の採点は、審査委員が個別に行い、各審査委員の採点の合計点が高い者を優位として順位付けをします。

(3) 審査結果通知

提案書を提出したすべての参加者（辞退した者は除く）に対し、令和元年12月下旬に結果を文書及び電子メールにて通知します。

12 失格事項

次のいずれかに該当する場合は失格とします。

(1) 本件の予算に係る提案上限を超過した提案の場合

(2) 提出期限を過ぎて関係書類が提出された場合

(3) 提出書類に記載すべき事項の全部が記載されていない場合、又は記載内容に重大な瑕疵があった場合

(4) 提出書類に虚偽の記載があった場合

(5) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合

(6) 提案書の記載内容に実現できない内容が含まれていることが判明した場合

(7) 審査期間中及び、契約締結前に指名停止・不正行為・虚偽の申請が認められた場合

(8) 現場説明会に出席せずに提案書を提出した場合

13 契約について

(1) 審査で第1位になった事業者を受託者候補とします。ただし、受託者候補となった

者が、受託者として平塚市と契約する前に資格喪失などにより候補でなくなった場合は、第2位以降の者から順に候補とします。

(2) 契約締結の交渉に当たっては、受託者候補の企画提案内容を尊重しますが、詳細な事項については、改めて協議するものとします。

(3) 業務委託料は毎月払い（全36回）とします。

1.4 留意事項

(1) 書類の作成及び提出に係る費用、その他本案件の提案に要するすべての経費は参加者の負担とし、平塚市は負担しません。

(2) 提出された提案書等の書類は返却しません。平塚市で定める保存年限経過後に廃棄処分とします。

(3) 提出期限以降における書類の差替え及び再提出は認めません。

(4) 選定手続の公平性と透明性を確保するため、すべての手続終了後には、選定の過程や審査結果の情報（参加者数、契約候補者名、選考の得点）を原則開示します。

(5) 手続きにおいて使用する言語は日本語とし、通貨は日本円とします。

(6) 提出された書類等は参加者の営業上の秘密に該当する部分が含まれている可能性があることから、原則として非公開として取り扱いますが、平塚市情報公開条例（平成14年平塚市条例第24号）の規定に基づき、その内容の全部又は一部を公開する場合があります。